地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の

運営規程の追加項目について

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第◯条　事業所は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第4項」に規定する地域生活支援拠点等として以下の機能を担う。

以下の該当する項目を記載する

⑴　相談

磐田市障害者基幹相談支援センターと連携して、平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

⑵　緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病等の緊急事態おける受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

⑶　体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病棟からの地域移行や親元からの自立に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

⑷　専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成、その他地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能